(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十四号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
千葉市花見川区幕張本郷一丁目三六番四から同市花見川区幕張町一丁目七七七九番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和十八年六月一日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字正後庵二三六七番一三から同町拳ノ川字正後庵二三六六番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年六月一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告